

I C T 構造物工の Q&A

令和 4 年 11 月 9 日

橋台工・橋脚工における 3 次元計測技術を用いた出来形管理費用について

Q 1 I C T 活用工事（I C T 構造物工）試行要領において、矢板工、既設杭工などの基礎工は、3 次元計測技術を用いた出来形管理を行う場合、変更契約時に共通仮設費率と現場管理費率に補正係数を乗じることとなっています。

橋台工・橋脚工は、3 次元計測技術を用いた出来形管理を行う場合、変更契約時に共通仮設費率と現場管理費率を乗じることが可能でしょうか。

（積算）

第 5 条 実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書（高知県土木部）」及び「I C T 活用工事（構造物工）実施要領（試行）（国土交通省）、I C T 活用工事（基礎工）実施要領（国土交通省）」等を用いるものとする。

3 次元起工測量及び 3 次元設計データの作成に要する費用は見込んでいないため、これらの実施後に受注者からの見積書の提出を受け、設計変更で計上するものとする。

基礎工において、3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元設計データ納品を行う場合における経費（以下、3 次元計測技術を用いた出来形管理経費）の計上方法については、変更契約時に共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め

I C T 活用工事（I C T 構造物工）試行要領抜粋

A 1 国土交通省の I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台工））（案）実施要領では、積算方法について、I C T 活用工事（擁壁工）積算要領に準じて積算することとなっており、3 次元計測技術を用いた出来形管理を行う場合、共通仮設費率と現場管理費率の補正をすることが可能となっています。

高知県の I C T 活用工事（I C T 構造物工）試行要領に基づき、橋台工・橋脚工を実施し、3 次元計測技術を用いた出来形管理を行う場合、変更契約時に共通仮設費率と現場管理費率に以下の補正係数を乗じることが可能です。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め